

胴板を延長した被けん引式の移動タンク貯蔵所の細部構造基準

1 細部構造基準

(1) 移動貯蔵タンクの手扱い

ア タンク部分

危険物を積載する部分をタンクとし、延長部分はタンクとしては取り扱わないものとする。

イ 防護柵の取付位置

タンク胴長の範囲内に取付けるものとする。

ウ タンク全長の測定方法

タンク部分の全長を直接測定することが困難な場合は、延長部分を含んだ寸法から延長部分の寸法を差し引いた値をもって、測定値とする。

(2) 細部構造

ア 点検用出入口

タンクの水压試験時に延長部分に立入り可能とするための点検用出入口（別図）を延長部分の上端部以外に設けること。

なお、点検用出入口には、ボルト等で脱着可能なふたを取り付けることができる。

イ 通気口

延長部分には以下の要件を満たす上下各 1 カ所以上の通気口を設けること。

(ア) 位置

上部通気口は、延長部分上端付近とし、下部通気口は、延長部分上下方向中心より下部に設けること。

(イ) 有効通気断面積

有効通気断面積 A_v (㎡) は下記で計算される値以上とすること。ただし A_v が 0.00785 ㎡未満の場合は 0.00785 ㎡以上とする。

なお、防雨カバー等を設ける場合は、有効通気断面積が計算値を下回らないこと。

$$A_v = A_f / 250 \sqrt{h}$$

A_f = 延長部空間の水平投影面積 (㎡)

h = 下部通気口中心と上部通気口までの高さ (m)

ウ 点検口

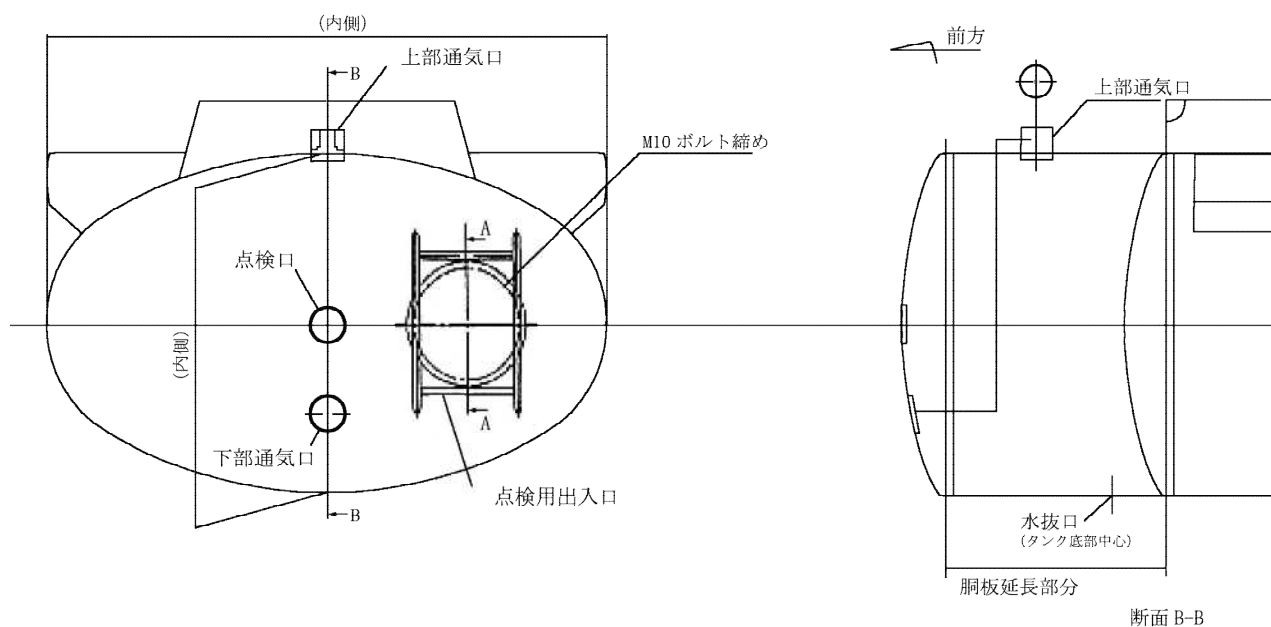
延長部分の鏡板には、内部を目視できる点検口を設けること。

なお、点検口にふたを設ける場合は、工具は使用せずふたの開閉が可能であるこ

と。

エ 水抜口

延長部分は、下部に水抜口を設ける等、液体が内部に滞留しない構造とすること。



別 図